

## 改正概要

### 1 改正理由

- ・国の交付要綱の一部改正に伴う高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱の一部改正

### 2 主な改正箇所

#### 【本文】

- ・第3条に掲げる補助対象事業（1）及び（2）を削除する。
- ・第7条  
（3）中、「第3条第1号及び第2号に掲げる事業の相互間の経費の額の流用」を「地区相互間の経費の額の流用」に改正し、（4）を削除する。

#### 【別表第1（第3条関係）】

- ・「1 地域内農地集積型」、「2 高収益作物転換型」の欄及び該当の対象事業とする「○」を削除する。
- ・区分1 定額助成の実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類の欄の  
「（1）田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）」を「（1-ア）区画拡大（水路の変更を伴わないもの）」に改正する。  
「（2）田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）」を「（1-イ）区画拡大（水路の変更を伴うもの）」に改正する。  
「（3）畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）」及び「（4）畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）」を削る。  
「（5）暗渠排水<sup>キョ</sup>」を「（2）暗渠排水<sup>キョ</sup>」に改正する。  
「（6）湧水処理」を「（3）湧水処理」に改正する。  
「（7）末端畑地かんがい施設」を「（4）末端畑地かんがい施設」に改正する。  
「（8-ア）土層改良（客土）」を「（5）客土」に改正する。  
「（8-イ）土層改良（除礫<sup>レキ</sup>）」を「（6）除礫<sup>レキ</sup>」に改正する。  
「（9-ア）更新（用水路）」を「（7-ア）更新整備（用水路）」に改正する。  
「（9-イ）更新（排水路）」を「（7-イ）更新整備（排水路）」に改正する。  
「（9-ウ）更新（農作業道）」を「（7-ウ）更新整備（農作業道）」に改正する。  
「（9-エ）更新（畦畔）」を「（7-エ）更新整備（畦畔）」に改正する。  
「（9-オ）更新（排水口）」を「（7-オ）更新整備（排水口）」に改正する。  
「（9-カ）更新（特認事業）」を「（7-カ）更新整備（特認事業）」に改正する。  
「（8-ア）畑作転換工（額縁排水溝）」を新設する。  
「（8-イ）畑作転換工（酸度矯正）」を新設する。  
「（10）条件改善推進費」を「（9）条件改善推進費」に改正する。  
「（11）高収益作物転換推進費」を「（10）高収益作物転換支援（高収益作物転換推進費）」に改正する。
- ・区分2 定率助成の実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類の欄の  
「（5）農作業道」を「（5）農作業道等」に改正する。  
「（10）品質向上支援」、「（11）条件改善促進支援」、「（13）指導」を削除す

る。

「(10) 条件改善促進支援」を新設する、

「(11) 指導」を新設する。

「(13-ア) スマート農業導入支援 (RTK-GNSS 基地局整備)」を新設する。

「(13-イ) スマート農業導入支援 (先進的省力化技術導入支援)」を新設する。

「(13-ウ) スマート農業導入支援 (調査・調整、実施計画策定支援)」を新設する。

「(14) 粗放的農地利用整備」を新設する。

「(15) 機構集積推進費」を新設する。

「(16) 高収益作物導入促進費」を新設する。

「(17) 高収益作物導入推進費」を新設する。

また、(13-ア) 及び (14) は「ハード事業」、(13-イ)、(13-ウ) 及び (15) ~ (17) は「ソフト事業」と表記する。

・区分2 定率助成の経費の欄に

「(9) 促進費」を新設する。

「(10) 推進費」を新設する。

「※1 (15) 機構集積推進費及び(17) 高収益作物導入推進費にあつては、生産基盤整備事業 (定率助成の事業種類の欄の(1)から(9)までのハード事業をいう。以下同じ。) の総事業費に 12.5% を乗じた額とする。ただし、別表第3 に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。」及び「※2 (16) 高収益作物導入促進費にあつては、生産基盤整備事業の総事業費に別表第4 の区分に示す助成割合を乗じた額とする。」を追加する。

・区分2 定率助成の経費の補助率の欄に

「補助対象事業費の 10 分の 6 以内 ただし、別表第2 の地域等にあつては補助対象事業費の 10 分の 6.5 以内」を「事業種類の欄の(1)から(14)まで及び(16)については、補助対象事業費の 10 分の 6 以内 ただし、別表第2 の地域等にあつては補助対象事業費の 10 分の 6.5 以内」に改正する。

「事業種類の欄の(15)及び(17)については、定額」を新設する。

**【別表第3】**

暴力団排除に関する記載を別表第5 に移設し、別表第1 の区分2 定率助成の経費の欄の「※1」に推進費の助成割合を新設する。

**【別表第4】**

別表第1 の区分2 定率助成の経費の欄の「※2」に促進費の助成割合を新設する。

**【別表第5】**

旧別表第3 の暴力団排除に関する記載を移設する。

**【様式】**

- ・別記第1号様式 (第4条関係) 及び第3号様式 (第7条関係) の2事業の内容及び計画の区分「○○地区 地域内農地集積型又は高収益作物転換型」を削除する。

- ・区分1 定額助成の実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類の
  - 「(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)」を「(1-ア) 区画拡大(水路の変更を伴わないもの)」に改正する。
  - 「(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)」を「(1-イ) 区画拡大(水路の変更を伴うもの)」に改正する。
  - 「(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)」及び「(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)」を削る。
  - 「(5) 暗渠排水<sup>キョ</sup>」を「(2) 暗渠排水<sup>キョ</sup>」に改正する。
  - 「(6) 湧水処理」を「(3) 湧水処理」に改正する。
  - 「(7) 末端畑地かんがい施設」を「(4) 末端畑地かんがい施設」に改正する。
  - 「(8-ア) 土層改良(客土)」を「(5) 客土」に改正する。
  - 「(8-イ) 土層改良(除礫<sup>レキ</sup>)」を「(6) 除礫<sup>レキ</sup>」に改正する。
  - 「(9-ア) 更新(用水路)」を「(7-ア) 更新整備(用水路)」に改正する。
  - 「(9-イ) 更新(排水路)」を「(7-イ) 更新整備(排水路)」に改正する。
  - 「(9-ウ) 更新(農作業道)」を「(7-ウ) 更新整備(農作業道)」に改正する。
  - 「(9-エ) 更新(畦畔)」を「(7-エ) 更新整備(畦畔)」に改正する。
  - 「(9-オ) 更新(排水口)」を「(7-オ) 更新整備(排水口)」に改正する。
  - 「(9-カ) 更新(特認事業)」を「(7-カ) 更新整備(特認事業)」に改正する。
  - 「(8-ア) 畑作転換工(額縁排水溝)」を新設する。
  - 「(8-イ) 畑作転換工(酸度矯正)」を新設する。
  - 「(10) 条件改善推進費」を「(9) 条件改善推進費」に改正する。
  - 「(11) 高収益作物転換推進費」を「(10) 高収益作物転換支援(高収益作物転換推進費)」に改正する。
- ・区分2 定率助成の実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類の
  - 「(5) 農作業道」を「(5) 農作業道等」に改正する。
  - 「(10) 品質向上支援」、「(11) 条件改善促進支援」及び「(13) 指導」を削除する。
  - 「(10) 条件改善促進支援」を新設する。
  - 「(11) 指導」を新設する。
  - 「(13-ア) スマート農業導入支援(RTK-GNSS) 基地局整備」を新設する。
  - 「(13-イ) スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援)」を新設する。
  - 「(13-ウ) スマート農業導入支援(調査・調整、実施計画策定支援)」を新設する。
  - 「(14) 粗放的農地利用整備」を新設する。
  - 「(15) 機構集積推進費」を新設する。
  - 「(16) 高収益作物導入促進費」を新設する。
  - 「(17) 高収益作物導入推進費」を新設する。
- ・第6号様式(第10条関係)の2事業の内容及び実績の区分「〇〇地区 地域内農地集積型又は高収益作物転換型」を削除する。